

福祉サービス第三者評価機関一般社団法人 MiraiAssist 事業内容等に関する規程

(目的)

第1条 福祉サービス第三者評価機関一般社団法人 MiraiAssist (以下「機関」という。)は、福祉サービス利用者の適切な福祉サービス選択に資するため、福祉サービスの質の向上を高めることを目的として福祉サービス第三者評価事業を実施する。

(所在地)

第2条 機関の事務局を静岡市 に置く。

(評価対象事業所)

第2条 機関は、 保育所分野 (保育所)、 救護施設分野 (救護施設)、 障害者福祉サービス分野 (入所支援、訪問支援、通所支援、共同生活支援、就労支援) 放課後児童クラブの第三者評価事業を実施する。

(評価調査者)

第4条 機関には、3名以上の評価調査者を置く。

(事業責任者)

第5条 機関に事業責任者を置く。

(会計責任者)

第6条 機関に事務局を置き、会計責任者を置く。

(苦情解決)

第7条 機関に、苦情解決責任者、苦情受付担当者を置く。

(評価方針)

第8条 機関は、評価の実施にあたって、別に定める評価手順に基づいて評価事業を行うものとする。

また、サービス利用者及びその家族の意思に十分配慮し、別に定める倫理規程に則った評価を行うものとする。

(研修)

第9条 機関は、第三者評価機関として事業者、利用者からの信頼をより高めるため、第三者評価に関する研修を継続して実施するものとする。

(情報の管理)

第10条 機関は、別に定める守秘義務規程に則って、第三者評価事業実施に関する情報全般を管理し、サービス利用者及びその家族並びに機関が評価事業を実施する福祉サービス事業所に関する情報が第三者に漏洩しないよう適切な管理を行うものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。